

公安委員会 報告資料	「鹿児島県警察犯罪被害者等支援基本計画」 の策定	令和8年6月4日 総務課
1 策定の経緯 政府は、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）に基づき、5年ごとに「犯罪被害者等基本計画」を策定することとされており、令和8年3月17日に「第5次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定された。また、同基本計画を受け、同年3月31日、警察庁において「警察庁犯罪被害者等支援基本計画」が策定された。これを踏まえ、本県警察において計画期間中に講じるべき施策を示すため、「鹿児島県警察犯罪被害者等支援基本計画」（以下「県警察基本計画」という。）を策定するもの。 2 県警察基本計画の概要 (1) 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 (2) 構成等 「5つの重点課題」及び「63の具体的施策」で構成（別表参照） (3) 特徴（前基本計画との相違） ア 新規 ○ 「被害者手帳」の作成・交付 ○ 「犯罪被害者月間」の設定（「犯罪被害者週間」の月間化による活動強化） ○ トラウマインフォームドケア教育の促進 イ 拡充 ○ シンボルマーク「ギュッとちゃん」の普及促進 ○ 犯罪被害者等支援のための市町村条例制定等に向けた更なる協力 ウ その他 ○ 「犯罪被害者等支援コーディネーター」等関係機関・団体が推進する施策への支援 3 検証等 県警察基本計画の取組・推進状況については、毎年度、関係所属と検証する。		

「鹿児島県警察犯罪被害者等支援基本計画」の施策体系図

5つの重点課題	63 の 具 体 的 施 策
I 損害回復・経済的支援等への取組	1 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実 2 被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等 3 暴力団犯罪による被害の回復の支援等の充実 4 犯罪被害給付制度の改善等 5 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等 6 公費負担制度の充実した運用 7 地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入促進・充実等に向けた取組 8 犯罪被害者等も利用可能な社会保障等の制度の活用促進 9 事業主に対する理解増進 10 民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進 11 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携
II 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実 2 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進 3 犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア教育等の促進 4 研修の充実等 5 捜査における配慮等 6 被害児童からの事情聴取における配慮 7 障害のある者からの事情聴取における配慮 8 再被害防止措置の推進 9 人身安全関連事案への対策 10 保護対策の推進 11 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等 12 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮
III 刑事手続等への関与拡充への取組	1 被害の届出や相談に対する適切な対応 2 告訴への適切な対応 3 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進 4 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等 5 司法解剖等における遺族の心情への配慮等 6 押収物の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応 7 捜査に関する適切な情報提供等 8 犯罪被害者等のための施設整備等

IV 支援等のための体制整備への取組

- 1 総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進
- 2 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化
- 3 性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実
- 4 相談体制の充実等
- 5 指定被害者支援要員制度の活用
- 6 被害少年等が相談しやすい環境の整備
- 7 好事例の勧奨及び適切な評価等
- 8 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等
- 9 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進
- 10 犯罪被害者等施策に関するポータルサイト等の充実
- 11 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施
- 12 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化
- 13 関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実
- 14 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上
- 15 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等
- 16 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等
- 17 民間の団体に対する支援の充実
- 18 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等
- 19 民間被害者支援団体が求められる支援を継続的に実施するための環境整備
- 20 犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実
- 21 被害児童の聴取に関する研修の充実等
- 22 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

V 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 1 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
- 2 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発の実施
- 3 県民の参加を促す広報啓発活動
- 4 組織、団体等との連携を含めた効果的な広報啓発
- 5 広報啓発手法や媒体の多様化
- 6 犯罪被害者等に関する情報の保護
- 7 少年の犯罪被害の防止等に関する広報の実施
- 8 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施
- 9 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進
- 10 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての県民の理解の増進